

---

## 編集後記

個人情報保護法が施行され約1年が経過しようとしています。JRの脱線事故、建築関連企業による耐震偽造問題、ホテルチェーンによる不正改造問題などの陰に隠れ、記事としては小さな取扱いにとどまっているものの、MRのパソコン盗難、医療従事者による患者データの紛失といった報道も目を引きまします。これらは表面化したものにすぎず、新法施行が背景にあることを思うと、残念なことではありますが、個人情報取扱いの実態は、もっと以前から、報道以上に不十分であると思いたくなります。自宅や勤務先に不動産斡旋や投資等の迷惑勧誘が後を絶たないのも、そのせいなのでしょう。

個人情報保護法が、「保護」という名で不適切な流出を防止しようとするイメージを強く与えるせいか、個人情報を扱う者に向けられたものであるようについ思ってしまう。しかしカルテ開示を容易にし、改ざんを防止する意味で、当該個人がカルテ内容を知りたければ遅滞なく入手できるよう、個人の権利を「保護」するものでもあります。

医療現場において個人情報を扱う側の都合や、取扱い責任が問われることを過剰に恐れるあまり、安全確保に支障をきたしたり、当該個人の権利が行使しづらいようでは、本末転倒と言わざるをえません。このあたりがバランスを問われる所以かと思えます。そうなると医療現場は個人情報保護法に基づき適正な管理をするのは当然としても、そのバランスの実態の適否は、医療現場が決めるというより、当該個人を含めて患者側の判断が重視されるのではないでしょうか。医療現場は情報を一時的に預かるとはいえ、その扱いに自らの論理や立場を“保護”し過ぎると、その姿勢が医療現場のモラルを“公開”していることになりかねません。

個人情報保護法の実践は、個人が尊重されていることが目に見え、肌で感じられるように示すべきではないかと、本特集を通じて感じた次第です。

(編集委員 田村祐輔)